平成21年2月10日 市民参画課 内線 2220

奈良市市民参画及び協働によるまちづくり条例(仮称)検討委員会の中間報告 「奈良市市民参画及び協働によるまちづくり条例(素案)」に対する意見募集と 意見交換会について

「奈良市市民参画及び協働によるまちづくり条例 (仮称)」検討委員会の中間報告がまとまりました。そこで、多くの方の意見を踏まえてさらに検討を進めるために、広く市民の皆様からの意見を募集します。

また、直接市民の皆様から意見を頂くために「意見交換会」を開催します。

意見の募集

1. 意見募集の対象

奈良市市民参画及び協働によるまちづくり条例 (素案) (奈良市市民参画及び協働によるまちづくり条例 (仮称)検討委員会の中間報告)

2 . 奈良市市民参画及び協働によるまちづくり条例 (素案) の趣旨・概要

この条例は、市民の皆様の参画を得、協働しながらまちづくりを進めるにあたり、互いの役割分担を明確にし、市民参画及び協働の体制のさらなる充実を図るために制定するものです。

この条例(素案)では、市民公益活動の推進を図るため「奈良市市民参画及び協働によるまちづくり基金の設置」、また、この条例(素案)に基づく取組を具体的に推進していく仕組みとして「市民参画及び協働によるまちづくり推進計画」及び「市民参画及び協働によるまちづくり審議会」について規定しました。

3.意見募集の期間

平成21年2月2日(月)~2月27日(金)消印有効

4. 意見を提出できる個人及び団体

市内在住・在勤・在学の人、市内に事務所を有するNPOまたはNPO法人、市内に事務所を有する事業者

- 5. 奈良市市民参画及び協働によるまちづくり条例(素案)の公開場所 素案は、市役所情報公開課及び市民参画課で公開・配布しています。なお、市ホーム ページ(http://www.city.nara.nara.jp)で閲覧・ダウンロードできます。
- 6. 意見の提出方法

表題に「奈良市市民参画及び協働によるまちづくり条例(素案)に対する意見」と明記し、意見、住所、氏名、電話番号(団体の場合は団体の名称・所在地・電話番号)を記載し、市役所市民参画課へ郵便又は信書便・FAX・電子メール・ホームページの入力フォーム・持参のいずれかの方法で提出してください。

なお、意見の提出にあたっては、次の点にご注意ください。

- 電話等口頭による意見は受付できません。
- 電子メールによる提出の場合は、件名に「奈良市市民参画及び協働によるまちづく り条例(素案)に対する意見」と入力し、必ずメール本文に意見を記入してくださ い。電子メールにファイルを添付しないでください。
- 素案に対する意見は、日本語で記入してください。
- 提出された原稿等は、返還できません。

7.意見の取扱い

- 提出された意見を考慮して、奈良市市民参画及び協働によるまちづくり条例(仮称) 検討委員会での再度の検討を経て、委員会からの最終提言を受けた後、さらに市で 精査して、市議会に提出する条例案を取りまとめ、公表します。
- 条例案を公表する際、提出された主な意見の要点を項目ごとに整理集約した上で、 それらに対する市の考え方、素案を修正した場合はその内容及び理由を併せて公表 します。
- 条例案及び意見募集の結果の公表時期は平成21年6月下旬の予定です。
- 提出された方への個別の回答は行いません。
- 意見を提出された個人に関する情報は、本件に係る情報としてのみ使用し、他の目的で使用しません。なお、意見を提出された個人に関する情報は公表しません。

意見交換会

- 1.日 時 平成21年2月27日(金)13:30~
- 2.場 所 西部公民館 第1・第2会議室
- 3.内容 13:30~ 開会

条例 (素案)の説明

市民参画及び協働によるまちづくり条例(仮称)検討委員会 委員長 新川達郎氏(同志社大学総合政策科学研究科教授)

14:30~ 意見交換会

16:30~ 閉会

4. 申込み方法

はがきに住所、氏名、年齢、電話番号を書いて、平成21年2月20日(金)までに下記まで申し込んでください。

電話又はFAX、電子メールでの申し込みも受け付けます。

意見の提出先及び意見交換会の申込み先

〒630-8580 奈良市二条大路南一丁目1番1号 奈良市市民活動部市民参画課(市役所北棟 6階) TEL&FAX 0742-34-4869

E-mail shiminsankaku@city.nara.lg.jp